

各拠点における誘導施設一覧

誘導施設		広域拠点	地域拠点	生活拠点	定義
		・JR 津田沼駅・ 新津田沼駅周辺	・京成津田沼駅周辺 ・谷津駅周辺 ・京成大久保駅周辺 ・実籾駅周辺 ・新習志野駅周辺	・鷺沼地区	
商業施設	スーパーマーケット	○	○	○	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上10,000㎡未満の商業施設で、生鮮食料品を取り扱う施設
	大規模商業施設	○	○	○	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積10,000㎡以上の商業施設で、生鮮食料品を取り扱う施設(共同店舗、複合店舗含む)
医療施設	病院	○	○		・医療法第1条の5第1項に規定する病院のうち、内科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科のいずれか3つ以上の診療科を有する施設
教育文化施設	地域交流センター	○	○		・習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設 ・習志野市教育機関設置及び管理に関する条例に基づく施設のうち、「第2次公共建築物再生計画」において建て替えと位置づけられており、また建て替えに伴い複合化を行う施設 ・習志野市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例に基づく施設のうち、「第2次公共建築物再生計画」において建て替えと位置づけられており、また建て替えに伴い複合化を行う施設 ・市民生活を豊かにする活動の拠点および交流の場を提供することを主たる目的とした習志野文化ホール再建設基本計画に基づき、市が設置する多目的ホール
	総合教育センター		○		・習志野市教育機関設置及び管理に関する条例に基づく施設のうち、「第2次公共建築物再生計画」において建て替えと位置づけられており、また建て替えに伴い複合化を行う施設
	図書館		○		
	小学校			○	・学校教育法第1条に規定する施設のうち、新設する小学校および「第2次公共建築物再生計画」において建て替えと位置づけられており、現在の敷地とは別の敷地で建て替えを行う小学校
行政機関 (市役所・連絡所)		○	○	○	・地方自治法第4条第1項に規定する施設、同法第155条第1項に規定する施設